

平成 27 年 3 月 18 日  
新潟市契約課

関係各位

### 指名競争入札における工事費内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、平成 27 年 4 月 1 日以降、入札に参加する場合は、工事費内訳書を作成し提出する必要があります。

本市では、一般競争入札は入札書提出時に、指名競争入札は落札者のみ契約時に工事費内訳書を提出していただいておりますが、今後は、一般競争入札、指名競争入札ともに入札書の提出時に工事費内訳書の提出が必要となります。

電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書と一緒に送付することとなりますのでご注意ください。

記

#### 現行

- ・ 一般競争入札 … 入札書提出時に工事費内訳書を提出
- ・ 指名競争入札 … 落札者のみ契約時に工事費内訳書を提出  
(入札時は不要)

#### 平成 27 年 4 月 1 日以降

- ・ 一般競争入札 } 入札書提出時に工事費内訳書を提出
- ・ 指名競争入札 }

◎平成 27 年 4 月 1 日以降の入札公告、指名通知を行う案件から適用となります。